別表43の表を次のように改める。

43　Ｓ．ＶＩＣＥＮＴＥ岬沖分離通航方式

分離通航帯		沿岸通航帯
分離帯	通航路	
イからチまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とチに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「第１中央部分離帯」という。）、リからタまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びリに掲げる地点とタに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「第２中央部分離帯」という。）、レからウまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びレに掲げる地点とウに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「第３中央部分離帯」という。）、ヰからフまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びヰに掲げる地点とフに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「第４中央部分離帯」という。）並びにコからメまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びコに掲げる地点とメに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「側方分離帯」という。） イ　北緯36度57・62分西経９度37・98分の地点 ロ　北緯36度46・４分西経９度34・74分の地点 ハ　北緯36度32・47分西経９度18・61分の地点 ニ　北緯36度29・28分西経９度４・49分の地点 ホ　北緯36度28・14分西経９度４・88分の地点 ヘ　北緯36度31・42分西経９度19・４分の地点 ト　北緯36度45・83分西経９度36・07分の地点 チ　北緯36度57・36分西経９度39・４分の地点 リ　北緯36度59・31分西経９度28・94分の地点 ヌ　北緯36度50・04分西経９度26・26分の地点	ミからヒまでに掲げる地点を順次に結んだ線と第１中央部分離帯の南西側の境界線との間の海面（この表において「第１南航船用通航路」という。）、第１中央部分離帯の北東側の境界線と第２中央部分離帯の南西側の境界線との間の海面（この表において「第２南航船用通航路」という。）、第２中央部分離帯の北東側の境界線と第３中央部分離帯の南西側の境界線との間の海面（この表において「第１北航船用通航路」という。）及び第３中央部分離帯の北東側の境界線と第４中央部分離帯の南西側の境界線との間の海面（この表において「第２北航船用通航路」という。） ミ　北緯36度56・64分西経９度43・24分の地点 シ　北緯36度44・29分西経９度39・67分の地点 ヱ　北緯36度28・６分西経９度21・53分の地点 ヒ　北緯36度25・07分西経９度５・95分の地点	陸岸と側方分離帯の北東側の境界線との間の海面のうちモに掲げる地点からＣＡＰＥ　Ｓ．ＶＩＣＥＮＴＥ灯台（北緯37度１・37分西経８度59・79分）に引いた線とセに掲げる地点からＰＯＮＴＡ　ＤＥ　ＳＡＧＲＥＳ灯台（北緯36度59・67分西経８度56・95分）に引いた線との間の海面 モ　左欄のコに掲げる地点 セ　左欄のアに掲げる地点

ル　北緯36度39・11分西経９度13・６分の地点
ヲ　北緯36度36・49分西経９度２・０分の地点
ワ　北緯36度32・４分西経９度３・41分の地点
カ　北緯36度35・34分西経９度16・44分の地点
ヨ　北緯36度47・98分西経９度31・07分の地点
タ　北緯36度58・35分西経９度34・07分の地点
レ　北緯37度０・34分西経９度23・41分の地点
ソ　北緯36度52・25分西経９度21・07分の地点
ツ　北緯36度43・16分西経９度10・53分の地点
ネ　北緯36度40・89分西経９度０・47分の地点
ナ　北緯36度39・77分西経９度０・86分の地点
ラ　北緯36度42・13分西経９度11・32分の地点
ム　北緯36度51・68分西経９度22・４分の地点
ウ　北緯37度０・08分西経９度24・82分の地点
ヰ　北緯37度１・94分西経９度14・78分の地点
ノ　北緯36度55・58分西経９度13・12分の地点
オ　北緯36度49・36分西経９度５・96分の地点
ク　北緯36度47・73分西経８度58・09分の地点
ヤ　北緯36度43・96分西経８度59・４分の地点
マ　北緯36度45・98分西経９度08・４分の地点
ケ　北緯36度53・79分西経９度17・46分の地点
フ　北緯37度01・06分西経９度19・56分の地点
コ　北緯37度02・５分西経９度11・72分の地点
エ　北緯36度56・74分西経９度10・36分の地点
テ　北緯36度51・51分西経９度４・34分の地点